

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、斬新な発想と、あくなき情熱で、エンターテインメントを通じた「夢・遊び・感動」を世界中の人々へ提供しつづける「世界で最も期待されるエンターテインメント企業グループ」を目指し、企業活動を支えるあらゆるステークホルダーの利益を最重視しており、長期的、継続的な企業価値の最大化を実現するうえで、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識しております。

当社グループは、事業ドメインごとにトイホビー、コンテンツ、アミューズメント施設の3つの戦略ビジネスユニット(SBU)とそれを主にサポートする役割を持つ関連事業会社で構成されておりますが、各SBUにおいては、主幹会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の立案・推進を行っております。当社は、持株会社として各SBUに係るモニタリングを実施するとともに、グループを横断する機能としての会議体を開催し、グループ全体としての事業状況の共有や戦略の検討・策定を行っております。

また、当社を取り巻くステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「バンダイナムコグループコンプライアンス憲章」を定め、当社グループの行動規範としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウト アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	23,049,200	9.60
株式会社マル	12,010,100	5.00
中村雅哉	11,960,000	4.98
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	11,822,400	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,921,500	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,823,700	4.09
ザ シルチェスター インターナショナル インベスターズ インターナショナル パリユー エクイティー トラスト (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8,208,300	3.42
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	4,586,100	1.91
株式会社任天堂	3,845,700	1.60
メロン バンク エヌエー アズエーエージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	3,670,517	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその共同保有者であるアクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問株式会社、アライアンス・バーンスタイン株式会社から平成22年10月4日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成22年9月30日付でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成23年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド)およびその共同保有者であるシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから平成22年11月8日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドは、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーに対して投資一任契約に係る業務を含む全ての投資運用業務及び当社株式45,528千株を譲渡し、平成22年11月1日現在でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成23年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

株式会社三菱東京UFJ銀行およびその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社から平成23年1月17日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成23年1月10日付でそれぞれ株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成23年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーから平成23年3月23日付で大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、平成23年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドから平成23年4月5日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付を受けておりますが、平成23年3月31日現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮していません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田崎 學	他の会社の出身者				○					
佐山 展生	学者					○				
田淵 智久	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田崎 學	○	—	企業経営者としての豊富な経験と当社グループが事業展開を行う業界動向にも精通しており、経営の監督とチェック機能の強化とともに、幅広い経営視点を取り入れることができると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。
佐山 展生	○	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授	企業経営者としての豊富な経験と、企業戦略に関する教鞭活動を通じた深い学識をもって、経営の監督とチェックがなされると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。
田淵 智久	○	潮見坂綜合法律事務所 パートナー	長年にわたり弁護士として活躍されており、主にリーガルリスクの観点から、経営の監督とチェックがなされると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基

準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査は、業務監査室(5名)が、「内部監査規程」に基づき当社各部門に対して実地監査または書面監査などにより業務監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、当社グループにおける内部監査の基本方針を策定し、各社が「グループ内部監査規程」に基づき内部監査を実施していることをモニタリングしております。

当社の監査役監査は、監査役4名(うち常勤監査役が2名、社外監査役が3名)が、取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、取締役の業務執行の状況に関し監査を行っております。

当社の会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人が株主総会で選任され会計監査を実施しております。

なお、当社では、業務監査室、監査役、会計監査人が随時意見交換を行い、互いに連携して当社グループの業務運営状況を監視して、問題点の把握、指摘、改善勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
神足 勝彦	公認会計士									
須藤 修	弁護士				○					
柳瀬 康治	弁護士									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
神足 勝彦	○	——	長年にわたり公認会計士として活躍されていることから、企業会計にかかわる知識及び経験により、当社の監査体制の強化につながると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。
須藤 修	○	須藤・高井法律事務所 パートナー	長年にわたり弁護士として活躍されていることから、法律面からの高度な知識及び経験により、当社の監査体制の強化につながると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。
			長年にわたり弁護士として活躍されていること

柳瀬 康治	○	丸の内中央法律事務所 パートナー	から、法律面からの高度な知識及び経験により、当社の監査体制の強化につながると考えております。 また、同氏は、取引先の定める独立性判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定し、届出をしております。
-------	---	------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新	
------------------------	--

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針として、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績及び企業価値の向上へのモチベーションを高めることを目的とした報酬体系としております。

具体的には、取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担うことを勘案し、基本報酬と業績に連動する賞与で構成されております。基本報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。また、賞与は、各事業年度の当社グループの業績(連結売上高、連結営業利益等)に基づいて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新	
------------------------	--

有価証券報告書においては、社外取締役を除く全取締役および社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。なお連結報酬額の総額が1億円以上の取締役について個別に開示しております。

また、事業報告においては、全取締役および社外取締役の支給人員および支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役への報酬の総額は、基本報酬については、1事業年度につき3億5千万円を限度額とし、賞与については、あらかじめ定めた基準額に業績に応じて0%から200%を乗じた金額とし、その総額は1事業年度につき3億5千万円以内かつ連結当期純利益の1.5%以内を限度額としております。

この取締役の報酬体系については、委員の過半数が社外取締役で構成される人事報酬委員会で決定されております。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、定額報酬とし、職位に応じて定められた額としております。

なお、監査役への報酬の総額は、月額8百万円以内とし、各監査役への報酬額は監査役会にて決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

コーポレートコミュニケーション室が社外取締役、社外監査役をサポートしております。

コーポレートコミュニケーション室からの情報伝達としては、主に取締役会開催の都度事前に資料を送付し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

業務執行

当社では、後記のとおり、トップミーティングを開催しており、当社グループの経営情報を迅速に把握かつ対応できる体制を構築しております。

この他「グループリスクコンプライアンス委員会」(委員長 社長)を適時開催し、当社グループとしての様々な機器の未然防止、危機発生時の迅速な対応の強化、グループ全体のコンプライアンスに関わる重要項目の監査・監督を行うとともに、法令等の違反の予防、そして万が一法令等違反の事実が認められる場合には速やかな措置を講ずる体制を構築しております。

また、当社グループは、事業ドメインごとに、次の3つの戦略ビジネスユニット(SBU)と、それを主にサポートする役割を持つ関連事業会社で構成されております。各SBUにおいては主幹会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の立案・推進を行っております。

トイホビーSBU(主幹会社 株式会社バンダイ)

コンテンツSBU(主幹会社 株式会社バンダイナムコゲームス)

アミューズメント施設SBU(主幹会社 株式会社ナムコ)

また、持株会社である当社では、各SBUに係るモニタリングをするとともに、グループを横断する機能として「SBU報告会」、「グループ経営会議」、「グループCSR委員会」、「コンテンツビジネス戦略会議」などを開催し、グループ全体としての戦略を策定しております。

なお、会社法における対応として、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決議しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度においては、当社に設置された「内部統制委員会」がグループ内における内部統制構築・評価に関する方針の策定、情報の共有、グループ内モニタリングおよび内部統制報告書の上程などを行っており、取締役会が制度における基本事項について決議しております。

この他、当社グループの情報セキュリティ活動全般における意思決定・実施の報告・情報共有を目的として「グループ情報セキュリティ委員会」を設置しております。

監査・監督

当社の監査役監査は、監査役4名(うち常勤監査役が2名、社外監査役が3名)が、取締役等の重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査基準、監査計画および職務分担に基づき、取締役の業務執行の状況に関し監査を行っております。

なお、社外監査役の神足勝彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の須藤修氏は、弁護士として倒産処理事件に多数関与しており、かかる案件処理に必要な財務および会計に関する知見を有しております。

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士および公認会計士試験合格者を主たる構成員とし、システム専門家等の専門的な知識を有する者を含んでおります。

指名、報酬決定等

当社取締役の人事、報酬、そのほか特に社長から諮問を受けた事項について客観的、中立的に検討する「人事報酬委員会」(メンバーの過半数が社外委員)を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であります。これは社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的、中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能および役割を果たし、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令の定めよりも長い3週間前に送付
集中日を回避した株主総会の設定	予想される集中日を避けた平日の午前中に開催
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加(和文・英文)
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英文で提供

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基準などに関するポリシーを策定し、ホームページ上で開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等主催の個人投資家向け説明会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と本決算発表後に説明会、第1四半期と第3四半期決算発表後にテレフォンカンファレンスを開催。この他中期計画発表時等に説明会を開催しております。また、必要に応じて、スモールカンファレンス等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外の投資家訪問を実施しております。 また、証券会社等主催の海外投資家向け説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料、会社説明会での質疑応答内容、中期計画に関する資料、リリース等を適時開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部内に設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く様々なステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「バンダイナムコグループコンプライアンス憲章」を定め、その中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR(企業の社会的責任)につきましては、グループを横断する「CSRへの取り組み」を定め当社ホームページ上で公開するとともに、「グループCSR委員会」(委員長:社長)とその分科会である、「グループCSR部会」を開催し、グループとしての取組強化を図っております。また、2007年度よりバンダイナムコグループとしてのCSRレポートを作成し、配布するとともに当社ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の基準やIR機会の充実などに関するIRポリシーを策定し、ホームページ上で開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. グループ企業理念、グループコンプライアンス憲章およびパンダイナムグループ役員心得を制定し、グループの取締役は職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がけております。なお、グループ各社社長は、グループコンプライアンス憲章の遵守に関する宣誓書を提出しております。

イ. グループ管理の一環としてコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して法令遵守、倫理尊重および社内規程の遵守が適切に行われる体制をとっております。

ウ. コンプライアンス全般を統括管理するコンプライアンス担当取締役を設置し、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、直ちにリスクコンプライアンス委員会を招集し、その対応を協議決定する体制を整備しております。

エ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. グループ管理の一環として情報セキュリティに関する規程を制定し、情報が適切に保管および保存される体制の整備を行っております。

イ. 当社においては、文書管理に関する規程を制定し、各種会議の議事録および契約書等を集中管理するとともに、各部門においては稟議書等のその他重要文書を適切に保管および管理しております。また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できる体制をとっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. グループ管理の一環として、危機管理およびコンプライアンスに関する規程を制定し、グループ全体を通して危機発生時の未然防止および危機要因の早期発見に努めるとともに、危機発生に際しては、迅速かつ的確な対応をとることで、事業への影響の最小化をはかっております。

イ. グループ緊急連絡網を整備し、法令違反を含めた危機情報が発生した場合は、直ちに当社代表取締役社長に報告が行われ、グループリスクコンプライアンス委員会を開催し、グループとしての対応を協議決定する体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. グループの効率的な事業の推進をはかるために、子会社を事業セグメントごとに分類した戦略ビジネスユニット(SBU)を定め、グループ全体および各SBUごとの中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役は自身の担当する範囲において効率的に職務を執行するものとしております。

イ. SBU報告会・グループ経営会議および当社取締役と重要な使用人で構成する意見交換会であるわいがや会等の会議を設置し、グループの連絡報告および意思決定体制を整備するとともに、業績管理規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程および稟議規程等を定め、各取締役の権限と責任の範囲を明確にし、効率的に職務の執行が行える体制をとっております。

ウ. 海外地域統括会社の役割を見直し、各SBUごとに効率的に職務執行できる体制をとっております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、グループ企業理念およびグループコンプライアンス憲章を制定し、使用人は職務執行が適法かつ公正に行われるように常に心がけております。

イ. 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程および稟議規程等を制定し、使用人の職務と権限を明確にしております。

ウ. 執行部門から独立した業務監査室を設置し、内部監査による業務の適正化をはかるとともに、コンプライアンスの統括組織としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、法令違反、またはそのおそれがある場合、直ちにその対応を協議決定する体制を整備しております。

エ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

(6) グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. グループ全ての役員および使用人が業務遂行において遵守すべきグループコンプライアンス憲章を制定しております。なお、グループ各社社長は、同憲章の遵守に関する宣誓書を提出しております。さらに、同憲章については、法令等の改正やグループを取り巻く社会環境の変化に対応して適宜見直しを行っており、同憲章をグループ全体に周知徹底させるため、グループ全ての役員および使用人に手引書となるコンプライアンスBOOKを作成・配布し、グループ内ネットワークを利用した教育システム等による研修を実施しております。

イ. コンプライアンス、危機管理、業績管理および情報セキュリティ等に関する規程からなるグループ管理規程を制定し、グループ全体の業務の適正を確保する体制をとっております。

ウ. グループの効率的な事業の推進をはかるために、グループを事業セグメントごとに分類した戦略ビジネスユニット(SBU)を定め、各SBUを担当する当社取締役を中心に、グループ各社への意思疎通を密にし、適宜指導または助言等を行える体制をとっております。

エ. 業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法規の遵守を中心とした、グループ内の内部統制がより有効に機能するための活動をグループ全体として推進しております。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役は業務の執行を補助すべき使用人を置くことを代表取締役に対して求めることができ、当該使用人の人事に関しても、取締役会からの独立性を確保するため、取締役および監査役はあらかじめ協議の機会をもつ旨を、監査役会規則に明文化するとともに、取締役会において決議をしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役および使用人は、法令に定められた事項、その他当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびコンプライアンスに関する事項について、速やかに監査役会に報告することとしております。

イ. 当社においては、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、法令違反またはそのおそれがある場合に、直接監査役へ通報できる監査役ホットラインを整備しております。

ウ. 取締役は内部統制システムの構築および運用状況について定期的に取締役会において報告するものとしております。

エ. 監査役は取締役会のほか、SBU報告会等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席し、また、取締役および重要な使用人との定期的な会合をもつことで、当社の現況の確認、報告の受領および意見交換等を行う体制をとっております。

(9) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役会規則、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準および監査計画を策定し、監査役の業務分担を行うとともに、監査役は取締役および重要な使用人との定期的な会合、重要文書の監査、業務監査室および会計監査人との連携を通して効率的な監査を行っております。

イ. 監査役は取締役会のほか、SBU報告会等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席することで子会社への監査の強化をはかっております。

ウ. 常勤監査役で構成するグループ監査役協議会において、監査業務の質的向上を目指す研修を実施し、監査方針等の周知、現況の確認、報告の受領および協議を行うとともに、非常勤監査役を業務とする使用人を対象とする監査業務の研修を実施し、グループ全体の監査の実効性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社を取り巻く様々なステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を図るため、「パナダイナムグループコンプライアンス憲章」を定め、当社グループの行動規範としております。
その中で、「反社会的勢力の拒絶」について、「社会の安全、秩序に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切関係を持たず、断固としてこれを拒絶します。」と定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。企業価値向上策に従って、経営戦略・事業戦略を遂行し、グループ企業価値を向上させることが、不適切な買収への本格的な対抗策であると考えているからです。

もともと、株主様から経営を負託された者として、今後、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者が出現した場合に備え、買収防衛の体制整備にも努めてまいります。

具体的には、万一不適切な買収者が現れた場合に、当該買収者による提案に対し、経営陣の保身に走ることなく、企業価値の向上を最優先した判断を下すことができる体制を構築してまいります。そして、新株予約権等を活用した、買収防衛策についても、法令や社会の動向を注視しつつ、検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

(1) 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

当社は、株主に対し経営戦略や事業方針について、明確に伝える透明性の高い企業でありたいと考えており、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、情報開示を適時・的確に行っております。

なお、情報開示の基本方針については、当社グループのコンプライアンス憲章において定めるとともに、コンプライアンスBOOKをグループの全役員・使用人に配付し、グループ内において周知・徹底しております。

(2) 当社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

当社グループは、市場環境の変化が著しいエンターテインメント業界において、多岐にわたる事業展開を行っているなか、後記のとおりトップミーティングに代表取締役、取締役、情報管理責任者が出席し、当社グループの経営情報を迅速に把握できる体制を構築しております。

また、内部者取引防止規程によりグループ全体を通じての規程を明確に定め、インサイダー取引の禁止の徹底を図るとともに、情報の管理に万全を期しております。

(3) 開示担当組織の整備

当社における情報の適時開示は、情報管理責任者の指示のもと、開示担当部門であるコーポレートコミュニケーション室が担当しております。

(4) 適時開示手続の整備

当社は、情報管理責任者を中心に投資者の投資判断に影響を与える重要事実や決算情報等について、後記の「適時開示体制の概要」とおり適時・的確な情報開示を実施しております。

決定事実

- ・各種トップミーティング、グループ各社の報告等を通じて、情報管理責任者が情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

発生事実

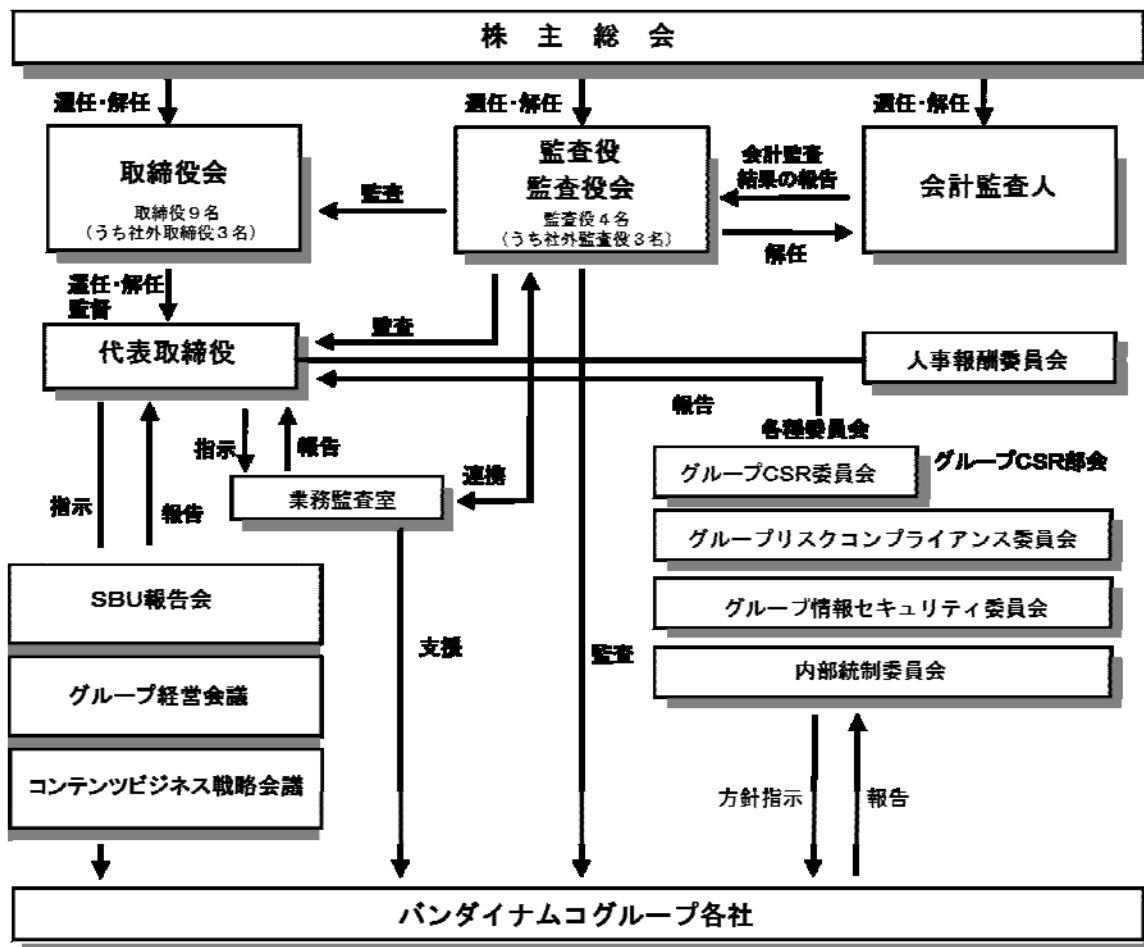
- ・関係部門またはグループ各社の報告等を通じて、情報管理責任者が情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、経営陣(必要に応じてグループ各社を含む)への報告後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

決算情報(業績予想の修正等の場合)

- ・経理財務担当部門より、情報管理責任者が決算情報を入手
- ・情報管理責任者による適時開示項目に該当するか否かの判断
- ・適時開示項目に該当する場合、取締役会による決議後、コーポレートコミュニケーション室より迅速に情報開示

(5) 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

経営から独立した立場である監査役が、取締役会のほか、SBU報告会等の重要会議や主要子会社の取締役会に出席し、また、取締役および重要な使用人との定期的な会合をもつことで、当社の現況の確認、報告の受領および意見交換等を行う体制をとっております。また、「IV 内部統制システム等に関する事項」に記載のとおり、当社は内部統制システムの強化を図っております。これらにより、適時開示体制のモニタリングが行われております。



主なトップミーティング

会議名	開催時	内容・目的	出席者
取締役会	毎月定例 及び随時	会社法で定められた事項の決議・報告並びに当社グループの経営に関連する事項の決議・検討・報告	取締役、監査役
SBU報告会	毎月定例	連結月次計数、SBU月次事業報告及びその他の月次報告	取締役、監査役、 執行役員、他指名者
グループ経営会議	毎月定例	当社グループの経営課題、中期計画及びグループ横断的課題に関する検討	常勤取締役、各戦略ビジネスユニット主幹会社代表取締役、他指名者
コンテンツビジネス戦略会議	毎月定例	当社グループの重要なIPに関するSBU間の情報共有及び調整	担当取締役、主要子会社担当取締役、他指名者
わいがや会	毎週定例	当社取締役の管掌部門に関わる週次報告など	常勤取締役、各戦略ビジネスユニット主幹会社代表取締役、他指名者

適時開示体制の概要

